

第10次鳥獣保護事業計画の概要

根拠法令：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条

内容
第一 計画の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日（5年間）
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
1 鳥獣保護区の指定
(1) 方針
① 指定に関する中長期的な方針 野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものであるため、鳥獣の捕獲等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の保護繁殖を図る観点から、必要な地域については鳥獣保護区を指定する。 なお、鳥獣保護区の指定に当たっては、地域の自然・社会的特性を踏まえ、各関係機関の合意形成に努め、農林水産業等の人間の活動と鳥獣の共存が図られるよう十分留意する。
② 指定区分ごとの方針 森林鳥獣生息地・・・森林に生息する鳥獣の保護を図るため 集団渡来地・・・・・・集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため 希少鳥獣生息地・・・国・県内で絶滅が危惧される鳥獣の保護を図るため 身近な鳥獣生息地・・・市街地等で豊かな生活環境の形成若しくは鳥獣の観察や保護活動に通じた環境教育の場を確保するため
(2) 鳥獣保護区等の指定等計画 既指定鳥獣保護区・・・・・・39箇所、17,253ha ↓ 本計画終了時の鳥獣保護区・・・・42箇所、17,313ha (3箇所、60haの増加)
①新規鳥獣保護区の指定計画（全て指定期間は10年） 身近な鳥獣生息地の保護区 3箇所 ・石井樋鳥獣保護区（佐賀市） 39ha・・・石井樋公園地域を含み、身近な鳥獣の観察地となりうるため。 ・鏡山鳥獣保護区（唐津市） 20ha・・・特定猟具使用禁止区域（銃器）からの移行。 鏡山は国定公園に指定されており、特に山頂付近は、種々の野鳥が生息

- ・下千田溜池鳥獣保護区（唐津市） 1ha・・・特定猟具使用禁止区域（銃器）からの移行。
オシドリを始めとする水鳥が生息しているため。

②既指定鳥獣保護区の変更計画

計画期間内に更新する鳥獣保護区 23箇所 7,911ha
全ての鳥獣保護区を、そのまま面積で更新する。

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内で、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。

②指定区分ごとの方針

- 森林鳥獣生息地・・・シイ・カシ等の広葉樹林が多い地域
- 集団渡来地・・・渡来する鳥類の採餌又はねぐらとして中核的な区域

(2) 特別保護地区指定計画

既指定特別保護地区・・・・・・4箇所、324ha

↓

本計画終了時の特別保護地区・・・・4箇所、340ha（16haの増加）

- ・ 黒髪山特別保護地区（有田町） 16ha 竜門ダム付近を区域拡大
原生林地帯により、希少種森林野生鳥獣も生息しているため。
- ・ 北山ダム特別保護地区（佐賀市） 70ha 期間満了により再指定

3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

「鳥獣保護区」の境界が明らかになるよう標識等を整備する。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

2 放鳥獣

脚環を装着したキジを、鳥獣保護区等に毎年度400羽を放鳥する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(3) わなの使用に当たっての許可基準

捕獲対象とする鳥獣ごとに使用可能なわなが制限される。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したもの

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したもの

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したもの

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、農林水産物被害等が現に発生、またはその恐れがある場合、その防止・その軽減を図るために行う。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

加害鳥獣ごとに発生地域、被害作物を整理

例

イノシシ・・・水稲、果樹等 (佐賀郡3町を除く市町)

カラス・・・果樹、野菜等 (県内全市町)

ドバト・・・豆類等 (県内のほぼ全市町)

※ アライグマ、タヌキ、アナグマにより農林業被害を受けている市町が増加している。

(4) 有害鳥獣捕獲について許可基準の設定

① 方針

・鳥獣による農林水産業、生活環境被害等の状況を的確に把握し、その結果、捕獲しなければ被害が防止できない場合に実施

②許可基準

- ・新たに、従事者1人あたりの捕獲上限数を明記することにより、知事が指示せずに市町長名で捕獲許可となる鳥獣・・・「アライグマ」、「アナグマ」、「タヌキ」
- ・捕獲対象となるサギ類に、「アオサギ」が追加

5 その他特別の事由の場合

(4) 愛がんのための飼養の目的

メジロ、ホオジロが対象 → メジロのみが対象

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

危険な猟具として禁止若しくは制限する猟具を銃器のみから、わな（箱わな、くくりわな等）にも拡大し、これらを特定猟具として使用を禁止（制限）する区域を指定。なお、「銃猟禁止区域」という名称は、「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に変更となる。

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

(ア) 銃猟に伴う危険を予防する地区

市街地等、人の往来が多い場所

(ウ) わな猟に伴う危険を予防するための地区

スクールゾーン、子供の遊び場、野外レクリエーションが行われる場所

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

既指定特定猟具使用禁止区域（銃器）・・・43箇所、20,966ha

↓

本計画終了時の特定猟具使用禁止区域（銃器）・・・43箇所、21,218ha

（252haの増加）

19年度指定予定

- ・ 呼子特定猟具使用禁止区域（銃器）（唐津市）・・・加部島地区への区域拡大
 - ・ 下千田溜池特定猟具使用禁止区域（銃器）（〃）・・・21年度に鳥獣保護区に移行
- ※ 特定猟具使用禁止区域（わな猟）については、指定予定なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

指定なし

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 方針

大きな農作物被害をもたらしているイノシシについて、計画的かつ適切な個体管理するために「第2期佐賀県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画」を策定する。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 方針

鳥獣の適正な保護管理を行うため、必要に応じて県内に生息する鳥獣の生息数等の調査を実施
シギ・チドリ類、 ガン・カモ・ハクチョウ類等の生息調査を実施

第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

愛鳥のつどい、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施し、県民に鳥獣保護思想の普及を図る。

2 愛鳥モデル校の指定

毎年、小・中学校2校を新たに指定（指定期間は5年間）

探鳥会、キジ放鳥事業への参加等を実施

3 安易な餌付けの防止

人身及び農作物被害等を誘引することとなるため、安易な餌付けが行われることのないよう、普及啓発を努める。

4 法令の普及徹底

鳥獣捕獲の規制の制度や鳥獣飼養登録制度など、特に県民に関係のある事項については、周知徹底を図る。

第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

本庁（生産者支援課） 専任 2名 兼任 1名

現地機関（各農林事務所） 兼任2名

2 鳥獣保護員

鳥獣保護員や狩猟制度についての経験や知識を有した鳥獣保護員による鳥獣の保護等の適切な推進。

19年度 35名 → 20年度 34名（19年11月に1名減で任命予定）

4 取締り

警察当局と緊密な連携を図り、迅速かつ適正な取締りの実施

第十 その他鳥獣保護事業の実施のための必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護員、狩猟者、鳥獣による農作物の被害、鳥類による生活環境の被害について記載

2 鳥類の区分と保護管理の考え方

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、一般鳥獣ごとに保護管理の考え方を明記

4 入猟者承認制度に関する事項

農林水産業に被害を及ぼしている一方で、適正な生息数を維持する必要がある狩猟鳥獣について、あらかじめ入猟者を制限できる「入猟者承認制度」が創設されたが、本県では現在のところ導入を行わない。

5 指定猟法禁止区域

鉛製銃弾等により地域の鳥獣の保護のために必要が生じた場合、あるいは生じる恐れがある区域については、現状を把握・分析し、指定猟法禁止区域を進めていく。

只江川河口鉛散弾規制地域（白石町）

平成19年度 鉛散弾規制区域 → 鉛散弾使用禁止区域

6 鳥類の飼養

県公報、チラシ等により、鳥獣の捕獲及び飼養に関する法令等の県民への周知徹底を図る。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

外来生物法等で放野が禁止されている鳥獣、県内で有害鳥獣捕獲されている鳥獣及びヒナ・幼獣については、原則、傷病鳥獣として取り扱わない。

9 人獣共通感染症への対応

野鳥に関する鳥インフルエンザについては、関係機関と連携を図り対応する。